

令和4年第3回大町町議会（定例会）会議録（第2号）						
招集年月日	令和4年6月6日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和4年6月8日	午前9時30分	議長	三谷英史	
	延会	令和4年6月8日	午前11時25分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	△	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	5番	三根和之	6番	武村妃呂子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀壯	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和4年6月8日

日程第1 一般質問

1. 災害時の被災者等支援対応、並びに水害対策について (諸石重信議員)
2. 教育行政及び学校教育について (諸石重信議員)
3. 行財政改革について (鶴崎敏彦議員)

---

午前9時30分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は7名、欠席議員1名でございます。欠席議員は3番山下議員、病気療養のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、令和4年第3回大町町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（三谷英史君）

日程第1. これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可いたします。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

皆様おはようございます。7番諸石です。議長より許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

私、今回2つのテーマで質問を出させていただいております。まず、1点目から行わせていただきたいと思います。

1点目といたしまして災害時の被災者等支援対応並びに水害対策についてということで、2点質問をさせていただきます。

1つ目にCSO連携体制の内容についてということで、現在、災害時の被災者支援に関し

て、大町町、大町町社会福祉協議会、そして、CSO連携室を核として体制を構築されておられますが、その連携システム並びに災害発生時の具体的機能を御説明いただきたいと思えます。

このCSOというのは略ですので、なかなか分かりにくい。シビル・ソーシャル・オーガニゼーションというところで、町民の方々、市民の方々、そしてソーシャル——公的、社会的な、そしてオーガニゼーション——組織といったことを指されているのかと思えます。

そして、続きまして2点目といたしまして、線状降水帯予測情報の活用についてということで、皆様御承知のとおり、今6月より気象庁は線状降水帯の発生に関し、産学官連携による集中観測及びスーパーコンピューターの活用により発生予測を行い、半日前からの情報提供を行うこととしております。

本町は、この予測情報を避難対応及び治水対策に具体的にどのように活用していくのかということで、現在出ている線状降水帯の予測に関しては、九州北部、九州南部と、こちらで言いますとそういったところでしょうけれども、2度大きな被害を被った大町町として、これをどのように活用していくのか。この2点をまずお尋ねさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

**○議長（三谷英史君）**

総務課長。

**○総務課長（井原正博君）**

諸石議員の質問にお答えします。

まず1点目、CSO連携体制の内容についてというところでお答えします。

CSO連携体制では、被災者支援のために大町町、大町町社会福祉協議会、CSO連携室の各機関が定期的な会議を開き、この会議の中でそれぞれの持つ情報を共有し、協働、連携の強化を図ってまいりました。災害発生後は、町、社協、CSO連携室が共有する被災者の情報に基づき、各機関がそれぞれ対応できる被災者支援を行います。

具体的には、町は主に避難所運営、罹災証明書の発行、被災者生活再建支援申請受付等を行いました。社協におきましては、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受入れや被災家屋のニーズに合わせた派遣調整を行っていただきました。また、CSO連携室では、特に災害ボランティアセンターと密に情報を共有しながら、被災者のニーズに即した物資の提供や炊き出し支援、また、避難所や中島・下潟区の公民分館やペリドットなどの支

援交流拠点において、心身の健康を保つためにマッサージの提供など、行政では手の届きにくい細やかな被災者支援に尽力していただきました。

次に2点目、気象庁の線状降水帯予測情報の活用についてお答えします。

6月から運用を開始されている気象庁の線状降水帯予測につきましては、先日、佐賀地方気象台から説明を受けたところです。気象台の説明では、現段階での的中率は4回に1回。逆に3回に2回は見逃すくらいの精度での運用開始となる。また、発生予測範囲についても広範囲の区分となるなど、正確な予測は難しいが、一般の方には情報が出されたら危機感を高めてもらい、ハザードマップや避難場所、経路を確認するなど、災害に備えてほしいとのことでした。

線状降水帯の予測は見逃しもかなりあることが前提となり、予報が出ていないから安全・安心というわけにはなりません。町では線状降水帯の発生予測の有無にかかわらず、大雨の予測等があれば、これまでどおり適切な避難を促すために避難所開設の手順や水防体制の確認等を行い、災害に備えたいと思います。また、町民の皆様に対しては、防災行政無線などを通じて災害への注意喚起や早めの避難を呼びかけ、初動対応の迅速化を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

お答えをいただきました。

先ほど1点目、CSO連携体制の内容についてのところで、ちょっとここは確認をさせていただきたいんですけども、大町町、大町町社会福祉協議会、CSO連携室、核としているこの協議会ですね。これは大体定期的にどのぐらい開かれておられるのか。

それともう一つ、各部署の役割等を先ほど申しさせていただきましたけれども、これはマニュアル的というか、そういったときに、やはり発災時のタイムライン、防災行動計画、これはいつ、誰がするのか。時系列によってされる、こういったものはつくっておられるのか。この2点をお答えいただければと思います。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お答えします。

連携会議につきましては週に1回開催しておりました。それと、タイムライン関係のほうは構築しております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

しておりましたということをございましたけれども、これは災害発生時を核として、現在、これはやはり備えの部分もあると思います。こういった中で、定期的にそういったことをやっておられるのかどうかはお願いできますでしょうか。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

先ほどの会議につきましては、発災直後からは週1回行っておりましたが、現在は月1回行っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

そして、ちょっとこの関連で災害被災時の物資についてということで、やはり物資等の提供等も今回もいろいろやっていただきました。ということで、昨年発災時、私も何回か被災現場を回っておったのですが、二、三日目ぐらいのときですかね。避難所ではなく、御自宅の2階等で避難しておられる被災世帯の方々から、食料がないと。どうにかできないかという御相談を受けて、担当部署の方に連絡して、アルファ米ですかね、届けていただいたのですが、基本的なことをございますが、飲料水や食料、備蓄ですね。缶詰等、そういったストックの呼びかけ。近くの店舗も前回被災をされ、そして、車で行くにも車も水没していると。そういった状況の方々もおられました。

これは自分たちで自覚するというのは基本でしょうが、こういう災害時に備えて食料等、

もちろんトイレ等も同じですけども、ストックのほうの呼びかけ等はなされておられますでしょうか。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

町のほうで特段の呼びかけ等は今行っていない部分もあるかと思いますが、今後、広報紙を使って呼びかけていきたいと思っています。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

それは私のほうからぜひお願いしたいと。やはり自分でというのが前提なんでしょうけれども、町民の皆様方に対して、被災された方へそういうこともやっておいてくださいというか、そういった呼びかけも先回りして大事なことかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2点目の線状降水帯予測情報の活用についてというところで、気象庁のほうということですけども、先ほどいろいろお話をお聞きしました。いろんな災害に関して協議会等あっていると思いますけれども、この中、六角川水系流域治水協議会というのがあると思います。こちらでは気象庁も参加されておられるんですかね。

○議長（三谷英史君）

町長。

○町長（水川一哉君）

その中には国、県、そして気象庁のほうも一緒になって出席されて協議をしております。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

線状降水帯の予測情報、若干、的中率もまだまだ精度が高度ではないというところで、私もちょっと自分でいろいろ調べたところ、大体二、三年後には県単位でしたかね、7年後ぐらいには市町単位、そういったところまで精度を上げられるんじゃないかということで気象庁のほうも努力をされているみたいでございます。

この中で、先ほど総務課長から、避難情報等のそういったものに活用する、そして、水防体制というところのお言葉がありました。この水防体制というところで具体的なところ、お話しできるところまででいいんですけども、どういった水防体制といったものが考えられているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

具体的には、庁舎内職員の待機と、水防班をつくっておりますので、その辺の待機の部分の連絡をつくっておくとか、あと排水機場とかの操作員のほうに連絡をあらかじめつけるようにしております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

私は水防体制というお言葉をさっきから聞いたときに、やはりハード、ソフト的なところで、線状降水帯が発生するかもしれない——当初のところでも申しました、2度そういった目に遭っております。そういったときに、あっ、発生するかもしれない。そしたら、備えをしておかなきゃ駄目だ。浸水軽減、そういった雨量に耐え得るまではないんですけど、やはり軽減できるような、そういったときに、やはり前回からずっと話しておりますけれども、ため池等の水の調整をさらに——ちょっとこれは農業の方々にも御理解をいただいてやらなきゃいけないことなんですけれども、これはどうなんですかね。線状降水帯予測情報が来る来ないにかかわらず、雨季の時期になったら大分下げておくとか、そういった手順は取られるんでしょうか。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

お答えします。

大雨が予測されるときには、当然のことながら水利組合の方の御理解と御協力をいただいて、ため池の落水、あとはクリークとかの事前放流を呼びかけはします。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

この予測情報、まだ精度は低いといえども、やはり内閣府等の指針で、空振りを恐れず早めの避難勧告や指示をと、これは避難のことですけれども、そういったことをおっしゃっておられる。この情報を基に、この言葉を借りますと、空振りを恐れず治水対策をと、そういったことも非常に、架空の話ではなく、実際にそういう目に遭った自治体というところで、被災された方々も非常にそういった思いがあられると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、ちょっとここで、私、議員という立場上であまり威圧的な発言はしたくないのですが、しかし、前回、前々回の議会でも、私は水害対策について、これまで被災された方々、そして、町民の皆様方へできるだけ早期に今後の水害対策、特に今期の対応ですね。その内容の提示、情報提供を早くしてくださいと何度も訴えてまいりました。しかし、いまだになされていない。前回、3月の一般質問の回答では、令和3年度内をめどに新・六角川流域治水プロジェクトの計画作成を武雄河川事務所に急いでもらっていますから、それができたらやりますという回答を私いただきました。その後、一向に動きが——やっておられるのかもしれないんですけど、私にはちょっとなかなかそこが見えない。もう出水期間近の6月でございます。私、このことを昨年12月から言っております。いまだになされていない。何度も申しますが、前回、前々回と被災をされ、現在どういう水害軽減対策が進められているのか分からない、先の見えない状況の中で復興・復旧に取り組まれている方々、この被災された方々の不安でたまらない御心情は理解されているのか。

今回、議会初日にも町長は、災害により被災された方々のことを語られました。しかし、その話とこれらに関する実行、実施がいまだになされていないということが私の中でどうもちょっとかみ合っていない。これは質問ではないですので、私、ちょっとごめんなさいね、上からとか、そういうのはあまりあれですけど、非常に町民の皆様方、そして、今回被災された方々の思いを受けておりますので、一言言わせていただきたいと思います。これは何かございましたらお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

今、諸石議員から申し上げられました。本当に私も申し訳なく思っております。ただ、今のスケジュールとしては、3月いっぱいには国のほうをまとめて、意見を集約するというものであります。そして、6月いっぱいにはそれをまとめた計画書を出すということで、この前、開会のときにも申し上げましたけれども、大体6月が予定をされております。

私いつも言っておりますけれども、大町町が単独でいろんなことをして、それで水害、床上浸水なりを止めるということは非常に難しいと思っております。どうしても大町町の地形、地勢上、雨が降ったら六角川の上流のほうの内水がこっちに流れ出てきます。そして、山麓、中山間に降った雨も六角川沿川沿いに、低地に流れ込んでいきますので、この山麓のほうも町外のほうからもあります。そういうことを考えたときに、やっぱり流域市町全体で取り組んでいかなければ、なかなか大町町の浸水害、内水対策というのは難しいというふうに思っておりますので、今、沿川自治体でそれぞれが短期、中期、長期の計画を立てております。それがまとまるのが大体6月ということですので、大町町は他町、そして国、県の政策も含めて、内水対策、床上浸水ゼロを目指していきたいというふうに思っておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

聞くところによると、国のほうのまとめが6月中旬までにはまとまるということですので、それを受けて、国、県、そして大町町の施策も含めた形で取組をお示ししたいというふうに思っております。どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

**○議長（三谷英史君）**

諸石議員。

**○7番（諸石重信君）**

そうですね。ちょっと行政としてといいますかね、そういったいろんな手順、そして、こちらだけでなかなか解消できる問題ではないというのは重々分かります。しかし、大町町独自でも、やはり3月に議決いたしました移動式ポンプ購入、また、ため池調整。昨年被災をして、ずっと被災者支援と同時に次の対策というのを協議してまいりました。そういったことを町のアクションとして、やはり被災者の方々、どういう思いでおられるのか。2度です。3度目はお分かりになられると思っておりますので、そういったことをお酌み取りいただき、そういった対応をしていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議長、次の質問に入らせていただいでよろしいでしょうか。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目のテーマといたしましては、教育行政及び学校教育についてということで、5点ほど質問させていただきたいと思います。

義務教育に関しまして、我が国は2000年初頭から2010年代初期まで、それ以前のいわゆる詰め込み型教育と言われました知識量偏重型の教育方針の是正を図り、学習時間と内容を減らして思考力を育む経験重視型のゆとりある学校を目指した、俗に言うゆとり教育という教育方針の下、学校教育が行われてまいりました。

その後、社会構造の変化や急速に進む情報化の中で見えてきました我が国の産業面等での国際競争力の低下などを背景に、社会に対する認識や将来的観点から、学校教育に関しましても、単なる教科としての義務教育課程の修了にとどまらない、現在、そして未来を見据え、社会的・職業的自立に向け、習得したその知識やスキル、そして考え方や倫理観を生かし、将来的に社会の一員として、またグローバルな社会で生き、活動していく上で必要な基盤となる教育を行うことに主眼、重点を置いたキャリア教育と呼ばれるスタイルに変容してきました。

このキャリア教育では、ここはちょっと文科省令で、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力が示され、大町ひじり学園でも教科内容に加え、具体的活動としてコミュニティ・スクール、そしてまたスクールソーシャルワーカーの活用など、様々に実践をされておられます。

そしてもう一方、他方で学校に関して申し上げますと、自治体が、例えば、大町町が人口対策等を講ずる上で、以前から学校という存在はその自治体の魅力ともなり得る一つのブランディング要素でございます。その魅力や内容いかんによっては、その自治体に移住、定住を考える子育て家庭の事例なども全国的に見受けられます。このようなことを勘案いたしまして、今回、教育行政及び学校教育についてということで、大町ひじり学園に関して5つの点で質問をさせていただきます。

ちょっと長くなりますが、申し訳ございません。

まず1点目といたしまして、今後、コロナ禍におけるコミュニティ・スクールの対応や取

組はどのように進めていかれるのかということでございます。

このコミュニティ・スクールと呼ばれるものは、地域と学校が一体となって子供たちの教育を担っていくものでございます。しかし、現在、コロナ禍により地域住民の方々の来校制限などもあり、地域学校協働活動として大町ひじり学園で行われております丸付け先生だったり、おはなし宅急便、そういったことの様々な当該事業の実施に影響を来している状況ではないだろうかと思えます。

コロナ禍における様々な制約が求められる一方で、コロナとの共存やポストコロナが語られる中、これらコミュニティ・スクールに関して今後どのような対応や取組を考えておられるのかを1点目として御質問させていただきます。

そして次に、2番目として、スクールソーシャルワーカー配置事業の効果と今後の活用についてということで、近年、教職員の方々は学校内での教育指導のみならず、以前にも増して児童・生徒の抱える問題や家庭環境の問題等にも対応されており、業務も多岐にわたり、負担も大きいと推察いたします。

そこで、ここでは児童・生徒や家庭に関するスクールソーシャルワーカーの役割とその実績を含めた効果をお尋ねいたします。

また、スクールソーシャルワーカー配置事業の活用について、今後さらに検討されておられることがあればお聞かせ願いたいと思えます。

そして3つ目に、小学校学習指導要領改訂による外国語についてということで、これは文科省が改訂をされまして、文科省が示された新学習指導要領の実施に伴い、現在、小学3年生から外国語活動、5年生からは外国語という授業が行われております。ひじり学園では、これに関しどのような対応が行われているのかをお聞かせください。

そして4つ目といたしまして、ちょっと固有名詞等が入りますので、後で説明させていただきますが、GIGAスクールの今後の運用に関してということで、ひじり学園におきましては、電子黒板や生徒1人1台のタブレットの整備によりICT教育、いわゆる情報通信技術を用いた教育の基盤が整ったわけではございますが、GIGAスクールにおいては、キャリア教育、またSociety5.0、いわゆる第5社会を見据え、ICTを授業等に実際にどのように活用していくのが焦点と考えます。これに関する現在、また今後の取組についてお聞かせを願いたいと思えます。

GIGAスクールというのはなかなか聞き慣れないもので、私も調べましたらグローバ

ル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールというのを短くしたもので、直訳するとどうなんですかね。全ての人にグローバルでイノベーション、革新的な入り口をと。いわゆる多様な子供たち一人一人の資質能力が、一層確実に育成できる教育ICT環境の実現と定義されておると思います。そして、先ほど皆さん、これを機に、最近いろんな場でありましたSociety5.0、いわゆる人類の歴史の中で、狩猟、農耕、工業、情報社会に続く人類第5の社会ですね。5番目の社会ということで、これもフィジカルとサイバーの空間、いわゆる現実空間と仮想空間が融合した社会が今後本格化すると。今、若い人とか、電子マネーとか自動運転、それとか遠隔の医療、それとかAIによる同時通訳の会話とか、そういったものが分かりやすいのかなと思います。未来のことですので、私もちょっとなかなか分からないですけど、こういったことをございます。

5番目、最後といたしまして、教職員の方々の働き方改革についてということで、現在、教職員の方々に対してもスクールソーシャルワーカーによるメンタルヘルスケアの対応がございまして、そして、時間外勤務が月45時間以下という取組を実施されておられます。今後、これら教職員の方々の労働環境について、改善すべき課題があればお聞かせ願いたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上5点で御質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（三谷英史君）**

尾崎教育長。

**○教育長（尾崎達也君）**

ただいま諸石議員から御質問いただいた5点のことについてお答えいたします。

まず初めに、コミュニティ・スクールについて説明します。

コミュニティ・スクールとは、先ほど諸石議員のほうからも説明がありましたとおり、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進める法律に基づいた協議会となっております。

本町では小中一貫教育として、義務教育の9年間を地域、保護者、学校が一体となってよりよい学校教育と特色ある学校づくりを推進するため、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを平成26年5月から導入しております。

現在、委員として、町内各種団体などから24名の方に参画していただいております。学校運営協議会の役割は、学校長が提案する学校運営の基本方針の承認に加え、学校だけでは解決することが困難な課題に、辛口の応援団として意見を述べ、お互いに協力する協議会となっております。丸付け先生、おはなし宅急便、婦人会によるミシン学習、食生活改善推進員による調理実習、シニアソムリエによるテーブルマナー教室など、地域学校協働活動として情操教育に御協力いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、感染状況を見ながら実施の判断を行っております。

コミュニティ・スクールに関して、今後どのような取組を考えておられるのかとの御質問ですが、教育委員会としては前向きに取り組んでいきたいと考えています。しかし、校内へウイルスを持ち込ませない、校内での感染リスクを低減させることが感染症対策の大原則です。今後の文科省からの事務連絡や県教育委員会からの通知文を基に、学校、学校運営協議会、町、そして教育委員会の4者で連絡、相談をしながら進めていきたいと考えております。

2つ目のスクールソーシャルワーカーについてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有した方が常に児童・生徒に寄り添い、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待、貧困などに際して、児童・生徒やその家族、友人、学校、地域、関係機関など、周囲の環境に働きかけを行い、問題解決を図ってもらうものです。

現在、大町ひじり学園では、県の配置事業で1名配置に加え、さらに相談体制を充実させるために町独自に1名配置しております。個々の児童・生徒の実態に応じて子供や保護者と面談し、学校の管理職やスクールカウンセラー、養護教諭などに報告を行った上で対策を行っております。その結果を受け、同じく町独自で採用している学校生活サポーターに家庭まで迎えに行ってもらったり、さらに同じく町独自で採用している特別支援教育補助員の支援対象を再考してもらったりしています。このような活動を基に、町の子育て・健康課や民生児童委員の方々とのつながり、時には児童相談所とも連携したりと、より組織立った取組を行っております。

また、フリースクールや病院の紹介、受験を控えた生徒には高校と密に連絡を取り、進路保証に結びつけたりしています。児童・生徒の実態に応じて、担任の面談等も合間にしてもらったりしています。その結果、不登校傾向の児童・生徒が少しずつ登校できるようになったり、高校進学を決めたりと大きな効果が出ております。今後も県に対して配置時間数を増

やしてもらうように要望してまいります。

3つ目の外国語についてです。

令和2年度から小学校の3年生から6年生まで英語教育が必修化され、完全実施されております。小学校3・4年生で年間35時間、週1回程度です。5・6年生で年間70時間、週2回程度学習することとなっております。

本町では県の小学校英語専科事業に加え、町独自の小学校英語力向上事業を活用しながら、非常勤講師を4名配置しております。英語力の向上としてチームティーチングを導入し、2名体制で指導しています。県の非常勤講師をT1として、主に中心となって授業を進めてもらっております。そして、町独自で雇用している外部講師をT2に充て、個別指導をしてもらっています。

4点目のGIGAスクールの今後の運用に関してお答えいたします。

先ほどの諸議員の説明と重複する部分があるかと思いますが、Society5.0は内閣府の第5期科学技術基本計画において提案されたものです。狩猟社会をSociety1.0、農耕社会をSociety2.0、工業社会をSociety3.0、情報化社会をSociety4.0、現在ですが、これに続く新たな社会を指すもので、我が国の目指すべき未来社会の姿として提唱されています。

そこで、文科省はGIGAスクール構想を打ち出し、児童・生徒1人1台端末の整備及び通信ネットワーク環境整備に予算をつけ、実施しております。

これからの学習ですが、中央教育審議会では令和の日本型教育の構築を目指して答申がなされています。日本型教育とは、子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育と記されております。今までとどう違うのかと疑問に思われるかもしれませんが、不易と流行という言葉がございます。不易とは変わらない部分、流行とはまさに字のごとく、はやりです。教育の目的は、教育基本法の第1条に書かれています。人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成です。これは不易です。吉田松陰も「学は人たるゆえんを学ぶなり」と言われています。流行のところは、その時代の社会の情勢によって変わってきます。Society5.0の時代には、ICTの活用が目的達成の方法として挙がっています。そして、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を、その姿として提示しています。その際、タブレット端末は日常的に文房具として使われます。

例えば、熊本の実践事例を挙げます。まず、単元を見通した学習課題を子供たちが授業の

中で設定します。自分が選んだ課題について、一人調べをします。その際、課題解決のため、図書やネットの情報などを取り入れ、自分なりにレポートを仕上げていきます。授業時間に終わらないときは端末を自宅に持ち帰り、完成させます。それを課題が同じだった友達同士でお互いに作成したレポートを送付し合い、加除修正したりしながら1枚のレポートに仕上げます。そういう活動を繰り返し、完成したレポートをタブレット端末で示しながらクラスの友達と意見交換をし、さらによいものへとつくり上げていきます。こういった学習を進めるためには、通信機能やソフトの整備が必要です。これらの学習環境は日進月歩です。

最後に、平成30年6月5日に出された大臣懇談会の一部を読ませていただきます。

「Society5.0における学校は、一斉一律の授業スタイルの限界から抜け出し、読解力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場となることが可能となる。」 「学習履歴や学習到達度、学習課題に応じた異年齢・異学年集団での協働学習も広げていくことができる」 「学校の教室での学習のみならず、大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設、農山村の豊かな自然環境などの地域の様々な教育資源や社会関係資本を活用して、いつでも、どこでも学ぶことができるようになると予想される。こうした多様な学びが関連し合うことで更なる学びの発展にもつながる」 「AIやビッグデータ等の先端技術が、学びの質を加速度的に充実するものになる世界」、いわゆるDX、デジタルトランスフォーメーションを進めた「Society5.0における学校が間もなく到来する。」とあります。

このことにつきまして、今後も国際情勢や文科省の情報等に目を配りながら、大町に合ったSociety5.0に向けた取組を模索していきます。

最後に、教職員の働き方改革についてお答えいたします。

令和3年度の超過勤務時間の平均は、小学部が36時間、中学部が38時間となっています。月別でいうと、4月、小学部は50時間、中学部は54時間。5月、小学部45時間、中学部40時間。6月、小学部51時間、中学部56時間が多いです。8月が一番少なく、小・中学部とも9時間となっております。

学校では定時退勤日を設定したり、毎週水曜日を4時間授業にし、午後を教材研究や各種会議の時間とするなどの取組を行っております。しかしながら、月によって45時間を超えるときがありますので、校務分掌事務の内容精選やICT機器の有効活用等、改善策を引き続き学校と共に検討していきます。

以上、終わります。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

お答えをいただきました。ちょっと内容が多岐というか、深い内容ですので、非常に時間等もいただき、丁寧な御説明をいただきありがとうございました。

それでは、私、ちょっとまとめて聞かせていただきます。

まず、1点目のコロナにおけるコミュニティ・スクールの対応はどのように進めていかれるのかということで御質問させていただきましたが、4番のGIGAスクール構想の中で、やはりICT等を活用して大町流のSociety5.0に向けてのそういった教育を行っていかれるということでございました。

コミュニティ・スクール等にもICT等を活用した、ウェブを活用した、そういった取組などは考えておられるのかということ、それが1つ。ちょっと時間があまりございませんので、よければ簡潔に。

それともう一つ、最後の教職員の方々の働き方改革に関しまして、ちょっと私もいろいろ——今は情報化ですから、いろんなことをすると。例えば、書類等、非常に負担になっておられる。そういったときの軽減のために、あるところでは先生方が生徒の採点をしますよね。それで、1枚ずつ1から、例えば、100問あるとすると、ずっと1人ずつ見ていかなきゃいけない。それをAIを使って、人工知能を使って全部データ化しまして、1番を正答数全部1番、2番、全部2番と。そうすると、先生は頭の切替えをそのときにしなくていい。次々やる。同じ問題ですから、問題は同じ、それでこれが回答。そういったところで効率化を図られているといった事例もございます。

ちょっとAIを使ったということでやってきたけど、すみません、長くなりますが、簡潔によかったらお願いします。そういった活用はされているのでしょうか。

○議長（三谷英史君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

コミュニティ・スクールでウェブを使ったICTの活用は考えておられるかという御質問ですが、ウェブ会議をやるためには、タブレットと、そういう情報機器の整備が必要になっ

ておりますので、まだ今のところそこまでは考えておりません。

働き方改革については、実際そういったタブレットで子供たちが宿題等を持ってきたときに、一斉に誰がどこを間違っているのかというのが分かるようになっておりますので、そういった活用もしているところがございます。

今後、ICTを使った働き方改革の方法というのはいろいろ出てきておりますので、これは学校と町と教育委員会と相談をしながら、さらに充実していくつもりでございます。

終わります。

**○議長（三谷英史君）**

諸石議員。

**○7番（諸石重信君）**

5番目の働き方改革に関しては、いろいろ取り組んでおられるということで、1番の——私の質問がちょっと悪かったのか、ウェブを活用した、ICTを活用したコミュニティ・スクールと。例えば、おはなし宅急便、ウェブで、いわゆるリモートでお話をさせていただく、そういったところとか、地域の方がそこに出演してと、対面ではなくてですね。そういったことを言わせていただいたんですけど、いろんな事例等を考えながら行っていただければと思います。

最後に、これは皆さん御承知でしょうけれども、報道等であっています。佐賀県立中学校の学校区が完全撤廃されましたね。これは今まで2学区ということでしたけど、完全撤廃しました。ますます大町ひじり学園としての魅力が求められると思います。ここの学校運営に対する新教育長としての抱負をお聞かせ願えればと思います。

**○議長（三谷英史君）**

尾崎教育長。

**○教育長（尾崎達也君）**

先ほどの答弁の中でも触れましたが、教育の目的は変わっておりません。私は、4つの出会いを大事にしながら教育行政に取り組むことで、これからの時代の変化にも対応できる子供の育成につながるというふうに考えております。

4つの出会いというのは、私自身が思っているのは、人との出会い、本との出会い、物事との出会い、つまり体験です。それと言葉との出会いです。私はこの4つの出会いを基に、志というものに出会いました。その志教育を核に据えて教育行政に取り組んでいく所存です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の質問はこれで終了をさせていただきます。

○議長（三谷英史君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（三谷英史君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

おはようございます。4番鶴崎です。議長の登壇の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

本日は行財政改革について質問をいたします。

まず1つ目、行財政改革大綱の策定はということで、今後、大型事業が見込まれているが、行財政改革が必要だと考えるが、行財政改革大綱の策定はなされるのか、質問をいたします。

2つ目について、行政区の見直しについて。

少子高齢化が進む中、また、人口が激減していく現状を考えると、行政区の見直しが必要だと考えるが、見直す考えはないか、質問をいたします。

3つ目について、給食センターの民間委託について。

業務の効率化や経費の削減といった面で大きな効果が見込まれる給食センターの民間委託は考えられないか、質問をいたします。

以上です。

○4番（鶴崎敏彦君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、行財政改革大綱についての御質問ということですがけれども、大町町の行財政改革大

綱につきましては、一番新しいもので平成17年から平成21年までの5か年を集中改革期間として、国の方針もあり、大綱が策定されておりました。その後は策定していないということでございます。

私の記憶をたどりますと、当時はちょうど市町村合併の波が全国的に押し寄せておりました、地方自治の機能を奪いかねない地方交付税の削減や、合併した市町村への有利な特例債の新設など、あめとむち政策で、合併するしないにかかわらず、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しいものがありました。

国においても、平成16年に今後の行政改革の方針が閣議決定され、国、県、市町の行政改革が強力で推進をされました。本町も他市町同様に、合併に乗り遅れないように積極的な行財政計画が求められていたのを思い出しております。

そのような中でしたけれども、結果、大町町は単独の道を選び、厳しい財政状況を踏まえ、従前の手法による経費の節減や事務事業の見直しではなく、住民と行政が知恵を絞り、行政の抜本的な改革を行うため、行財政改革大綱を策定したところでございます。

しかし、現在の地方自治体を取り巻く情勢は、当時とは全く違った状況にあります。大規模化する災害復旧への対応や内水対策の推進、コロナへの対応も、国、県、市町が一丸となって推し進め、町民の安全・安心な暮らしを守っていかなければならない状況にあります。

さらに、未来への投資として、子育て支援や教育の充実、定住・移住の促進、高齢者や障害者への福祉の充実など、やるべきこと、やらなければならないことは多岐にわたっており、積極的な財源投入による行政サービスの提供、高度化が求められています。

加えて大町町は、町民のコミュニティーの拠点である公民本館やスポーツセンターの建て替え、安全・安心な暮らしを守るため、内水害への対応もしっかり取り組んでいかなければなりません。

時代はどんどんと変化しております。財政の現状を鑑みながら、やるべきこと、やらなければならないことは、やれるときにやる、今はやるべきとき、やれるときだと考えております。

当然、補助金を活用しながら、議員の皆様にも御承認をいただいた総合計画や過疎計画に沿って、限られた財源の中で中期財政計画やその財政指標と財政状況をにらみながら、前へ前へ進めていきたいと考えております。

したがって、将来にわたり持続可能な財政運営を念頭に置きつつ、現時点において行

財政改革大綱などを策定することは考えておりません。

2つ目の行政区の見直しについてですが、それこそ当時の第4次行政改革大綱に沿った行財政改革の一環で、平成17年度に検討し、平成18年度に実施すると位置づけてありました。

平成17年10月に大町町行政区域審議会が発足し、議論の過程で、行政区の合併や、31地区を9地区に分け、それぞれに駐在員を配置すること、区長の報酬を削減することといった答申が町に提出されております。これに対し、区長会からは、財政面では町に協力するが、性急な駐在員制度については、駐在員と区長の役割や任務が明確でないこと、また、平成19年3月に現区長が交代するので、次の区長会で議論すべきなどの回答が出され、結果として、区長報酬の削減のみにとどまったと記憶をしております。

当時と比較しますと、人口及び世帯数ともに減少しておりますけれども、今は行政サービスの行き届いたコンパクト化や、平時や災害発生前の事前避難、災害発生時等において、町民同士の共助、お互いに顔の見える地域で助け合いの精神を発揮できるよう、高齢者を中心とした絆づくりの醸成に努めているところでございます。このような中で、町主導で行政区の合併などを含めた見直しを行う時期とは思っておりません。

しかしながら、少子高齢化が進行していく中で、地域コミュニティーの維持を心配する複数の地区の方から隣接する行政区との合併の意向を聞いたこともあり、適時、区長の意見も聞きながら、可能性を探っていくことも視野に入れていきたいと思っております。

それから、給食センターの民間委託についての御質問ですがけれども、学校給食は学校給食法に基づき実施されるものであります。成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に重要な関わりがあり、かつ児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、極めて重要な役割を果たすものです。

平成20年6月に学校給食法が大幅に改正をされ、従来からの目標である学校給食の普及、充実に加えて、学校における食育の推進が新たに規定をされました。

また、学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができます。

本町の学校給食においても、食育の推進として、ふるさと応援寄附金を活用した「ふるさと佐賀おいしい肉の日」、これは全国的に有名な佐賀牛を食べさせたいという思いで行って

おりますけれども、そのほかに、地元シニアソムリエを講師に招いて、テーブルマナーを身につけさせるために、教室の実践を兼ねた9年生激励給食の実施をしております。

調理員については、退職者不補充で会計年度任用職への切替えを行い人件費の削減に努め、現職員には給食センターと保育園の定期的な人事異動を行うことで、それぞれの職場で培ったスキルを生かし、衛生管理はもちろん、安心・安全な給食の提供、年々増える食物アレルギーへの対応、そのための作業工程の見直し、気づきや反省点をヒヤリハット日誌に記入し、改善を図る取組を日々行っております。最近、食の安全や異物混入も取り沙汰されており、町が関わっておくことがよりよい形だと思っております。

以上のことから、給食センターの民間委託は現時点では考えておりません。

この給食センター民間委託、そして、先ほどの行政区の見直し同様、平成17年に策定された第4次行政改革大綱には、平成17年度に検討し、平成18年度に実施すると位置づけてありました。そのことを考えて、今後どうするのかというのは、しないでいいとは思っておりません。ただ、今はその時期ではないということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

**○議長（三谷英史君）**

鶴崎議員。

**○4番（鶴崎敏彦君）**

そしたら、1番目の行財政改革大綱の策定は今はしないということです。

財政的に今、ふるさと納税で潤っていただくことだと思うんですが、毎回聞きますけど、ふるさと納税というのは恒久的財源じゃありません。

それでは、町長と財政について議論を交わしていきたいと思いますが、まず、総務課長にお尋ねしますが、直近の財政力指数と、財政力指数の説明をお願いします。

**○議長（三谷英史君）**

総務課長。

**○総務課長（井原正博君）**

お答えします。

直近の財政力指数ということですが、令和2年度で0.311となっております。

説明ですが、財政力指数とは、その団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源額のうち、どの程度地方税等の収入で賄えるかを示したもので、基準財政収入額を基準財

政需要額で除した数値となります。指標として用いる場合は、過去3年間の平均値を使います。

ちなみにですけれども、数値が大きいほど財源に余裕があると言われており、1を超えると普通交付税が不交付となっております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

今説明がありましたように、この財政力指数というのは0.311、大体3割自治と言われてますけど、あと残りの7割は实际的に国に依存しているわけですね。玄海町は1を超えていますので、当然、交付税が不交付団体ということになっております。ですから、7割を国に依存しているわけです。

それで、町長も御存じだと思いますが、平成17年に小泉内閣のときに三位一体改革があったんですね。これが国庫補助金改革、税源移譲、地方交付税改正、この3本柱で三位一体改革と言ったんですよ。そのとき県の説明会があった折に、大町町がモデルとして書いてあったんですよ。そのとき税源移譲が3億円、交付税の減額6億円ですよ。プラス・マイナス交付税が3億円減額されたんです。その当時はもう本当に当初予算をつくるのも非常に大変なような状態でした。そういうことで、国の方向に流されるんですね。3割自治体ですので、7割が国に依存しているわけですよ。だから、こうやって交付税の削減等があれば、もう一気に財政難になってくるんですよ。今は交付税もちゃんと来ていますけど、まだ国も税收等は十分ではないと思っております。というのが、町長も御存じかと思いますが、臨時財政対策債というのが今年度は3,000万円ぐらいなんですけど、多いときは1億円とか超えているときもありましたよね。

町長は臨時財政対策債という起債はどういうものか御存じでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

はい、知っております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

知っていますやっただけ、説明まであるのかなと思ったんですけど、この臨時財政対策債というのは平成13年度に大体3年の時限立法で作成されたんですよ。それがずっと更新で今やっているんですけども、これはどういう起債かといいますと、市町村に出す交付税の歳出の予算が国にはないわけですよ、足りないんですよ。ですから、足りない分を国と市町が半分ずつ借金してこの交付税を埋めましょうということだったんですよ。それがまだ平成13年からこの臨時財政対策債というのがあってるんですよ。だから、国も満額税込で、交付税で賄っていないということだと思えるんですよ。まだそういう時代なんですよ。合併言ってきたんですけどね。ですから、この臨時財政対策債というのは今、大町町、多分10億円ぐらいあるかと思うんですが、この分は、この起債については全部国が100%見るんですよ。だから、いつ何どき、国の内閣とか変わって変更になれば大変だと思いますよ。

それと、町長が7年前なられるとき、町長のマニフェストで一丁目一番地がこの財政改革じゃなかったかと思っております。それで、自分の給料をカットしてやられたわけでしょう。そしたら、もう2期目からはない、そして、2期目からはそういう状況で財政改革もしないでも今は裕福だということで。当然それは、住民サービスを出すものは出さなきゃいけませんよ。ただ、切り詰めにゃいかんところは切り詰めにゃいかんと思うんですよ。あまりに今見えていて、財政規律が緩んでいるんじゃないかと思うんですよ。

そして、交付税、交付税ばかり言っていますけど、先ほどありましたように、この交付税の額の算定は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付税として算定されるわけですよ。この基準財政需要額というのは、かかる分、必要な経費ですね、そして、基準財政収入額というのは税込なんですよ。だから、実際的にこの税込を伸ばす対策を考えないといけないと思うんですが、町長としてこの税込を増やす方法とか何か策がありましたら。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほど平成17年頃の小泉改革三位一体のお話をされました。先ほども言いましたけれども、その時代と今の時代というのが行政が求められている役割が変わってきていますよというこ

とを申し上げたつもりでございます。当時はそういう国の方針主導の中で第4次行政改革を策定されております。

その中で、せっぱ詰まった中で民間委託ができなかった、そのときに総務課長で関わっておられたと思いますけれども、一番何ができなかった、何でできなかったというハードル、これがどういうものかというのをぜひお聞きしたいと、そして、それを参考にさせていただきたいと思っておりますので、これは逆質問でお願いをしたいと思います。

そして、今新たな税収をどう考えているかということでございますけど、税収については我々は東京都とかと違う立場でありますので、新しく私たちがその税収について新設をすることは考えておりませんが、今ある中での税収ということになれば、やはり一番上に挙げられるのがふるさと納税、当然これはいつまでもあるとは思っておりません。ただ、今だからしておかんといかんのですよね。私はいつも10年後の予算を確保できるようにということで職員には申し上げております。何か政策をしたら10年間は絶対やっていくよと。来年はさらに10年間、再来年はさらに10年間、そういう予算を確保していくということで職員にも指導しておりますけれども、今ある財政、税制制度の中では、やはり企業、あるいは産業、商業、農業の所得を上げ、そしてまた、人口の増というのが一番やらなければいけないことというふうに思っておりますので、その辺のところは産業振興、そして、定住・移住の促進で頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

先ほどの税収の質問は、今現在の税制度の中で税収を増やす方法はないかなということで、定住促進とかで住宅政策とかされている中で、非常に新築住宅も増えて固定資産税とか実際的に伸びていると思うんですよ。だから、そういうのは非常にいいことで、実際的には税収が増えるということは自主財源も増えるということですので、この税収全体の額の何%が基準財政収入額として認められるか、御存じですかね。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

鶴崎議員、分かっていると思いますので、説明をしてくださいよ。そういうとこ

ろを一々聞かないで、私は知っておりますよ、ちゃんと説明をして、そして話をしましょう。  
（「議論しましょうということです」と呼ぶ者あり）その議論しましょう、議論にたらずよ。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

町長も町長になられて7年もたつけんが、財政も大分勉強されていると思いますよ。ですから、この税収の75%が基準財政収入額として取るんですよ。だから、残りの25%は自主財源なんですよ。ですから、この税収は伸びれば伸びるほど自主財源が増えていくので、だから、実際的には固定資産税とかね、その辺で住宅政策とか若者の定住とかされている中で実際に固定資産税が増えている、住まわれている町民税も当然払われるでしょう。だから、100万円出したとしても、固定資産税とか町民税とか増えるので、多分10年ぐらいで償還できると思うんですよ。ですから、実際的にはずっと税収が増えてきて非常にいいことだと思っております。

ただ、残念なのは、言ったように、今から大型事業、町長が言われるように、スポーツセンター、これはずっと野ざらしにしたままですよ。体力度がないということで使われないので、ずっとほったらかし、もう2年ぐらいなるんですかね。そして公民館、これも昭和57年でしょう。これも古くなって建て替えないといけない。そして、保育園の南園舎、これも多分、建築されたのが昭和62年ぐらいやなかったかな思うんですよ。これも結構な年数たちますよ。小学校の体育館、これは平成3年、これも30年過ぎていきますよね。だから、どんどんこういう事業が出てくると思うんですよ。

ですから、ふるさと納税というのはあくまでも——これは交付税とは全然関係ない部分です。いいんですけど、それだけに頼っていくということやなくて、やはり財政の規律というのは規律として、出す分は出さにかいかん、それは本当に思います。住民サービスのために必要な分はどんどんやっぱり出してやるべきだと思います、それはもう当然なこと。ただ、こういう大きな事業を抱えて、そしてまた、町立病院の跡地の利用も考えにかいかん。そして、町立病院の解体もせにかいかん。これもまた1億円ぐらいかかるでしょう。こういういろんな事業が絡みますので、ぜひその辺について十分検討していただくようお願いして、1番目は終わります。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

2番目の行政区の見直しなんですけど、ありましたように、これは平成17年度に検討して、平成18年度はできなかつた。何でできなかつたかと私なりに考えますと、あまりにも行政主導ありきだったのかなと思うんですよ。だから、自主的に——先ほども町長が言われていましたように、ある区から合併とかいう話も聞いたことがありますということです。ある程度行政区の世帯数——あまりにも差があり過ぎると思うんですよ。だから、できるところからでいいと思うんですよ。だから、これは行政主導やなく、区長会議の中でそういう提案をされて、区長会の中で協議をしていただいたらどうかなと思うんですよ。ですから、実際的に小さい世帯数のところは町の行事にも参加できない。そして、高齢化が進んで、区役——溝掃除とか草刈りとか、こういうのが非常に厳しくなっている地区もあるんですよ。だから、全体じゃなくてもいいんですが、小さいところからでもいいので、できるところからまずやっていただければと思います。

多分、昭和50年初めやったですかね、若宮と中宮が合併して昭和通というのができたんですよ。それ以来、合併はあっておりません。逆に、京ノ尾と浦川内に行政区が増えていますよね。だから、この狭い地区で31地区あるというのもどうかなと思うので。

ですから、ぜひお願いしたいのは、できるところからでいいので、その分について区長会なりに提案をしていただくわけにはいかないか、質問します。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

行政区の見直しについてということで、先ほど平成17年時の状況を説明いただきましたけれども、本当に今、行政主導というのは難しいというのは思っております。先ほど申し上げましたけれども、実際複数の行政区のほうから、先ほど言われました、運動会に参加できないとか溝掃除、それは高齢化ということでしょうけれども、もうできなくなったとかという話を聞いております。コミュニティーを維持していくという面において、例えば、行事に出られないとかではなく、そこで、先ほど申し上げました絆を、御近所付き合い、お互いさま、そういう絆の醸成という面では、コミュニティーを形成していく、保持していくということ

では、やはり小さな町が合わさって合併なりをしていくのはいいのかなとは思いますが。ただ、先ほど申し上げられましたとおり、その区の気持ち、意見も聞いていかなければならないと思いますので、その辺のところはまた個々に、まずは聞いたところに当たっていきいたいというふうに思います。そして、その辺がうまくいけば、また区長会に改めて提案をさせていただければというふうに思います。あくまでも区長会の考え方を聞くということでやっていきたいと思えます。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

ありがとうございました。そういうことで、できるところからでいいと思うので、ぜひ町長、先ほど言われましたように、そういうところの要望があれば聞いていただいて、区長会なりで検討していただくようお願いして、2つ目の質問は終わります。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

3つ目の給食センターへの民間委託についてということで、まず、総務課長にお尋ねしますが、杵西管内で直営でなされているところがあれば教えてください。

○議長（三谷英史君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤瀬善徳君）

議員の御質問にお答えいたします。

直営で御質問の部分でいろんな考え方があろうかと思いますが、全て直営というのは大町町だけとなっております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

それで、逆質問を出されておりましたけど、平成17年度の改革の中で給食センターの民間委託はできなかったということについては、やはり食の安全とか、そういうことが問題であったからだと考えております。ただ、私が思うのは、今民間委託されても、献立の作成、

食材の購入、給食の管理は町が行うということで、調理自体とか配送、この部分を民間委託にしたらいんじゃないかと思うんですよね。

ですから、先ほど答弁がありましたように、杵西管内事務所でも大町町だけが直営でなされていると。給食センター、これは一般財源の持ち出しは大体年間で8,000万円くらいですよ。これは10年したら8億円ですよ。そして、この給食の回数、年間190日くらいなんですよ、190日弱くらい、百八十何日やったと思うんですけど、年間これくらいしか給食作っていないんですよ。そして、給食の数も以前としたら減っていますよね。子供たちも少なくなっているし、減っていると思うんですよ。ですから、実際的には業務の効率化や経費の削減、これはすごく大きな効果が見られると思うんですよ。

もう本当、学校給食といたら、夏休み、春休み、冬休み、こういう休みの日はありませんので、保育園はほとんど土曜日まで調理をされていて、保育園の調理はおやつも自分のところで作ったりされていますよね。未満児については全給食、3歳児以上については副食だけということで給食をされていますよ。日数的にも実際的に全然違うんですよ。ですから、全体的な民間委託やなくて、献立の作成、食材の購入、その辺の管理は町が行って、調理と配送、その分だけでも民間委託できないか、お尋ねします。

**○議長（三谷英史君）**

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（藤瀬善徳君）**

先ほどの分の一部お答えのほうで、少し私が考え方を間違ってお伝えしている部分がありました。調理員が正規職員がいるところが大町町だけでございます。ほかの市町については、1市2町のほうで会計年度任用職員のところ、それから、先ほど議員が御質問されました調理員の委託業務をされているところ、調理業務、それから配送業務の委託をされているところが2市1町となっているところです。

民間委託の件でございます。

子供たちにとりまして、食事はバランスのよい栄養を取ることを学ぶ大切な場とも考えております。それだけではなく、家族や調理の方が自分の健やかな成長を願って愛情を込めて作っておられること、生産者の方が消費者のことを思い、丹精込めて作られているということを知って、何より食材となるものの命をいただいているということを知ること、これが児童・生徒たちの感謝の気持ちを持つという大切な学びになろうかと思っております。その大

切な教育の一環として学校給食はとても大切なものだと考えております。

また現在、昨年度からもそうですが、アレルギーを持った児童・生徒が急増しております。時として命に関わる問題です。最大限の注意を払って、現在、調理員は作っております。この食物アレルギーの対応に関しての現在の給食センターの体制についても、先ほどの回答どおり、センターと保育園の定期的な人事異動等で、それぞれで培ったスキルが子供たちに反映できるものと思っております。それで、除去食、代替食というものも現在の体制であるからこそスムーズにできている部分があるのではないかと考えております。

こういったことで、今の正規職員のほうで調理員と栄養教諭が何回も打合せを行いまして、安全・安心な食の提供ができております。また、調理員一人一人が行政の職員として、また、学校の教育に関わる一員として、現在、給食業務に携わっているところでございます。事務局としましても、現体制のほうが維持できればというふうに考えております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

私は学校給食運営委員会に入っておりますので、管理栄養士の先生とかアレルギー対策とかいろいろされていて、非常に感心しておりました。

ただ、私が言いますのは業務の効率化や経費の削減ですので、実際的には幾らかでも経費の削減になればなと思って質問しておりますので、実際的にはこの辺についても少し経費の分も検討していただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（三谷英史君）

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時25分 延会